

## アフリカ知的財産ニュースレター 2016年9月号(Vol.13)

### アフリカの知財:グッドニュースが優勢

#### はじめに

アフリカにおける知的財産(IP)の動向は正しい方向に向かっている、と我々はかねてから概観している。それには様々な理由がある。一つには、今や、アフリカが経済的にどれほど重要になってきているかを多国籍企業が理解し、アフリカ大陸における自社のIPを保護・執行する決意を固めているということがある。もう一つの理由は、経済成長にとってのIPの重要性をアフリカ諸国が自ら理解するに至ったため、自国の法律や制度の刷新に現在取り組んでいるということである。とはいえ、複数の問題がいまだに残されている。

本号では、国際商標協会(INTA)が南アフリカでカンファレンスを開催することによってアフリカに対する明白な信任を表明した経緯、および、ザンビアにおける非常に前向きな立法の展開について論じることにする。

#### INTA 主催カンファレンス「ブランドによるアフリカの構築」

2016年9月の初めに、INTAは南アフリカのケープタウンにおいてカンファレンスを開催した。「ブランドによるアフリカの構築(*Building Africa with Brands*)」と題されたこのカンファレンスは、INTAの大規模な会議としては、アフリカ大陸で初めて実現したものとこのことであった。これは、INTAが、アフリカは今や世界経済における重要なプレーヤーであると認めたことを示している。

これは重要なことであるが、アフリカは単に外部から意見を聴くだけでなく、自ら多くの取組に着手すべきだとINTAは判断したのである。そのため、世界知的所有権機関(WIPO)などの国際団体の代表が居並ぶ中で、基調講演を行ったのはRobbie Brozin氏であった。Brozin氏は、南アフリカで創業し、その後アフリカ以外の世界各国で非常な成功を収めることとなったファーストフードチェーン「Nando's」の資金調達面の功労者となった事業家である。やはり南アフリカで産声を上げ、その後多国籍の大企業となったSABMiller社の代表も講演を行っている。Nando'sやSABMillerといった企業は、ブランドを基盤とする事業をアフリカで興し、その後世界の他の地域で大きな実績を上げることが可能であることを証明する事例である。アフリカの企業はブランドの重要性を理解しており、世界各地でブランドを保護することがどれほど必要であるか分かっている。

もちろん、現状ではまだアフリカが提供するIPよりもアフリカに提供されるIPの方がはるかに多いため、上記のカンファレンスは、多国籍企業や企業アドバイザーがアフリカにおける登録の複雑さや特殊性を把握する必要性を強調するものともなった。アフリカには50か国以上の国があり、その人口は10億人を超えている。アフリカのフランス語圏の大半で適用されているアフリカ知的財産機関(OAPI)の地域登録制度を、彼らは理解する必要がある。また、英語圏に属するいくつかの国々で利用されている地域登録制度(ARIPO)を理解する必要がある。アフリカの多くの国が国際商標登録制度(マドリッド・プロトコル)に加入していることを(OAPI自身も地域としてこの制度に加入している)評価する必要がある。しかし、それだけでなく、アフリカにおける商標の地域登録又は国際登録に関わる問題、それらの登録が有効かつ権利行使可能であることを確保するために必要な国内法の改正を未だ実施していない国がアフリカには多いという事実由来の問題があることを、彼らは理解する必要がある。

## **ザンビア:新たな意匠法**

ザンビアは新たな意匠法となる「2016年工業意匠法」を採択した。この新法は2016年6月6日付で発効している。我々の見るところ、これは非常に前向きな展開である。旧意匠法である「登録意匠法」はもともと1958年に制定されたもので、時代遅れであったからである。

では、この新法の主要な特徴をいくつか以下に論じることにしよう。

### **新規性**

登録される意匠は、もちろん新規なものでなければならない。しかし、旧法が局地的な新規性を要求していたのに対し、新法は絶対的新規性が現在の標準であると謳っている。

新法は新規性の要件について例外規定を設けている。例えば、意匠登録出願前の6か月間になされた先行開示は新規性を妨げない。また、6か月以内であれば優先権を主張することができる。ここでいう優先権には、一般に認められた見本市等での展示に基づく優先権が含まれる。

### **所有権**

意匠の創作者は最初の意匠権者となる。創作者の定義には、コンピューターを使用した意匠創作物をアレンジした者も含まれる。委託により創作された意匠、従業員が創作した意匠および共同所有権については、特別な規定が存在する。

### **補正**

意匠出願を補正することは可能であるが、その補正は当初の開示の範囲を超えてはならない。

### **第三者の権利**

他人が出願した意匠に関する権利を自らが有していると考える者は、出願人の名義を自らに変更することを求める申請を行うことができる。ただし、そのような請求は、申請人が当該意匠出願の存在を知ってから3年以内に提起されなければならない。

また、意匠出願に対して、異議申立を行うことができる。新規性の欠如を含めて、援用しうる異議申立理由はいくつか存在する。さらに、利害関係者が意匠登録を取り消すことも可能である。

### **従業員の権利**

新法では、従業員の権利が詳細にわたって規定されている。雇用契約の履行過程で意匠が創作された場合、当該意匠に関する権利は雇用主に帰属すると同法は規定している。ただし、同法は一定の場合につき従業員の報酬に関する規定を設けている。雇用契約が締結された時点で契約当事者双方が予見し得なかったと思われる程度に当該意匠の価値が向上した場合、従業員は「公正な報酬 (equitable remuneration)」を取得する権利を有するとされる。この報酬の多寡は当事者間の合意によって決定されるか、裁判所によって決定されることになる。

また、従業員が雇用契約の適用範囲外で、かつ、雇用主の資源を利用することなく意匠を創作した場合、その意匠は当該従業員の所有に帰すると同法は規定している。

### **国際的な事項**

新法には国際出願に関する規定があり、ARIPOの意匠も認められている。

## **登録期間**

意匠登録の期間は最長 15 年から最長 10 年に短縮された。新法は、当初の登録期間を出願日から 5 年間と定めており、この期間は 1 回の更新によってさらに 5 年間延長することができる。旧法の下では、更新による 5 年の延長が 2 回まで認められていた。

## **権利の性質**

意匠登録の権利者は、当該意匠又は当該意匠を体現した製品を複製する排他的権利を有し、当該意匠を使用し、他人が当該意匠を使用するのを阻止することができる。ただし、学術研究、実験のための使用、教育、政府による一定の使用のためになされた行為については、権利者の権利に制限が課される。

## **侵害に対する救済**

侵害が発生した場合、意匠登録の権利者は差止命令、侵害品の引渡、損害賠償、不当利得の返還、ロイヤルティ、侵害製品の破棄を求めることができる。ただし、善意の侵害の場合には損害賠償は認定されない。侵害訴訟を提起するのは登録上の意匠権者だけでなく、専用実施権者も同様に提訴の権利を有する。

## **不当な訴訟の警告**

意匠権者が第三者を侵害のかどで提訴する旨を警告し、その警告を受けた者が警告は不当であると考えた場合、その者は裁判所に対し、当該の警告が事実無根である旨の確認判決を求めることができる。ただし、意匠権者が単に当該意匠登録の存在を第三者に通知する行為は警告には相当しない。

## **譲渡**

意匠登録は譲渡可能である。譲渡は、当該登録の権利者が署名した文書によってなされなければならない。また、譲渡は登録されなければならない。

## **任意実施許諾**

意匠登録に関係するライセンス契約はすべて登録されなければならない。登録機関は、ライセンシーに不当な制限を課すようなライセンス契約や、国家の経済的利益を妨げるようなライセンス契約の登録を拒絶する権限を有する。

## **強制実施許諾**

公衆の安全衛生に関わる利益が存在し、かつ、国内市場の需要が満たされていない状態が 3 年以上継続している場合、強制実施許諾の請求がなされることがある。

## **国家の介入**

特定の意匠が環境、公衆の安全又は公衆衛生を害するような方法で利用された場合、当局は当該意匠の登録を取り消すことができる旨の規定が存在する。さらに、国防又は公衆の安全を妨げるような意匠については、その意匠の公開を禁じることができる旨の規定が存在する。最後に、当局は公衆衛生、環境又は国家的非常事態への対処を目的として意匠登録を使用することができる旨の規定が存在する。その場合、当局は権利者の同意を得る必要はないが、使用の対価を支払うことが要求される。

## **結論**

最近アフリカからもたらされる知財関連のニュースの大半は前向きなものである。アフリカは今や十分にグローバルな段階に入っており、多国籍企業はアフリカで営業し始めている。知財に関するアフリカ大陸の法及び制度を把握する必要があるのである。ザンビアの意匠法のような現代的な新知財法によって、アフリカはますます魅力的な進出先となっている。

[特許庁委託]  
アフリカ知的財産ニュースレター Vol. 13 (2016年9月)

[著者]  
Spoor & Fisher  
spoor • fisher  
patents • trade marks • copyright

[発行]  
日本貿易振興機構 ドバイ事務所  
Room No. 701-704, 7th floor, Maze Tower, Dubai, U.A.E.  
Tel: +971 4 3880601 Email: dubai\_ipr@jetro.go.jp

**JETRO**  
日本貿易振興機構(ジェトロ)

2016年9月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、Spoor & Fisher が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。